

この質問は、あらかじめ提示した16項目以外に、回答者が説明するのが望ましいと考えているものを、自由に記述してもらったものである。

### 3) 施設が行う望ましい説明方法

#### ①選択肢による回答（表3-1）

この質問は、前項の質問同様、「児童相談所との重複を恐れず、施設も積極的に説明を行う必要がある」と答えたものについて、あらかじめ6つの説明方法を提示し、望ましい説明方法を複数選択（2つ以内）で求めたものである。割合は全体を分母にして求めている。

子どもに対する望ましい説明方法としては、「できるだけ現場を見せながらの説明」が最も高く6割を超える。第2位は、「パンフレットや資料を用いての説明」であるが、これは20ポイント以上割合が下がり、4割にみえない。

保護者に対する望ましい説明方法としては、「パンフレットや資料を用いての説明」が最も高く、5割台前半である。第2位もほとんど割合が変わらず、「できるだけ現場を見せながらの説明」の5割台前半である。

子どもに対する望ましい説明方法と、保護者に対する望ましい説明方法では、言葉や資料による理解力への判断もあつてか、子どもには現場を直接見せるという回答が多い。

表3-1 施設が行う望ましい説明方法（選択肢による回答）

	子どもに対して	保護者に対して
できるだけ現場を見せながらの説明	① 33 (61.1)	② 28 (51.9)
パンフレットや資料を用いての説明	② 21 (38.8)	① 29 (53.7)
具体的資料を作成しての説明	③ 13 (24.1)	③ 11 (20.4)
口頭での説明	④ 12 (22.2)	④ 9 (16.7)
権利や責任を明確にした資料を作成しての説明	④ 12 (22.2)	⑤ 7 (13.0)
ビデオやスライドを用いての説明	⑥ 3 ( 5.5)	⑥ 2 ( 3.8)
合 計	54 (100.0)	54 (100.0)

（複数選択：2つ以内）

#### ②自由記述による回答（表3-2）

表3-2 施設が行う望ましい説明方法（自由記述による回答）

子どもに対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所での一時保護期間中に行う（2）以下、各（1）</li> <li>・短期間の入所体験を行う</li> <li>・年長児には、住むホームで担当保母に面談してもらう</li> <li>・緊急入所以外の場合は、できるだけ事前に施設見学を実施すること。また、担当職員を児童相談所に派遣し、子どもの疑問や不安を解消し、スムーズに入所できるようにすることが望ましい。そのためにも児童相談所の措置決定から入所まで数日間の準備期間をおくように要望している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り施設での行事に参加してもらい、実体験の機会を多くつくる（1）</li> </ul>

この質問は、あらかじめ提示した6項目以外に、回答者が説明する方法として望ましいと考えているものを、自由に記述してもらったものである。

#### 4) 説明すべきでない情報とその理由

##### ① 説明すべきでない情報 (表4-1)

この質問は、施設が子どもや保護者に説明すべきでないと考えられる情報について、全員に対して尋ねたものである。

子どもに対して説明すべきでないものとしては、「入所理由」に関する指摘が多くあった。これは、親あるいは自分自身に関わる重大な情報であり、本人の知る権利は存在すると考えられるが、児童福祉施設の目的は、個々のケースに合わせて目標をもって援助することであり、本人の受け止める能力と、援助関係の構築とのバランスの中で、時宜を図って提供すべきと言う考え方が背後に存在するものと考えられる。

保護者に対して説明すべきでないものとしては、広い意味で、子どもの福祉を阻害するものについての指摘が多くあった。保護者からも守られるべき、子どものプライバシーが存在することが意識されている。

表4-1 説明すべきでない情報 (自由記述による回答)

子どもに対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所理由については、本人の年齢、理解力、置かれている状況等に応じて説明することが必要 (本人の出生、両親の行方不明、精神障害、受刑など) (8)</li> <li style="padding-left: 20px;">以下、各 (1)</li> <li>・心理判定や児童に対する社会的評価</li> <li>・職員のプライバシーに関わる情報</li> <li>・約束を破った場合のルール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童のプライバシーに関わること</li> <li>・職員のプライバシーに関わること</li> <li>・児童相談所からの情報のうち、保護者の社会的評価</li> <li>・子どもの処遇に係る経費以外の経費 (運営事務費、特に人件費) については、意見を求められない限り説明すべきでない</li> <li>・子どもが保護者に伝えてほしくないということは、「子どもの最善の利益」のために、必要な情報 (この場合も子どもの了解は必要) 以外は伝えるべきでない</li> <li>・虐待等、養育上の問題により、子どもを保護者から引き離して施設で保護する場合には、保護者 (の養育態度等) に対する施設側の認識や評価等について、特に慎重に説明すべきである</li> <li>・むやみに施設の内部事情を説明すべきでない</li> <li>・保護者の意志により聞かれたことに対しては適切に答えなければいけないが、それ以外に説明する必要はない (各1)</li> </ul>

##### ② 説明すべきでない理由 (表4-2)

この質問は、子どもや保護者に対して説明すべきでないものがある場合、その理由を尋ねたものである。

説明すべきでない理由としては、入所理由に関連する説明が多く記載されていた。入所理由の中に

は、一般に、本人や保護者に関する否定的な感情を生み出しやすい情報が多く含まれており、心理的負担や安定した援助関係の構築のために、避けられている状況がうかがえる。

表4-2 説明すべきでない理由（自由記述による回答）

子どもに対して	保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所理由は、子どもの年齢や個々のケースなどにより、とても受け入れられないと思われる事柄については、保護者の意向も考慮しながら、受け入れられるようになるまで控えた方がよい（5） 以下、各（1）</li> <li>・入所理由は非常に複雑な上、大変重要なことなので、入所までの短期間に説明するというのは適切でない</li> <li>・両親のことを説明することは、子どもと職員の間で信頼関係上、良くない</li> <li>・保護者から入所に至った経緯を説明しないでほしいと頼まれたから</li> <li>・児童自身に知らせる必要を特に感じないから</li> <li>・子どもにとって精神的に負担になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な説明は保護者の感情を徒に逆なでてしまい、子どもの養護にも支障を来しかねない（3） 以下、各（1）</li> <li>・あくまでも「子どもの最善の利益」が求められなければいけない</li> <li>・職員のプライバシー擁護のため</li> </ul>

#### 5) 施設の紹介や説明の実践例（表5）

この質問は、各地域の児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設）で、施設の紹介や説明として、独自の工夫を行っているものがある場合、その内容を尋ねたものである。

表5の1 施設の紹介や説明の実践例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・防府海北園（児童養護施設）：園の要覧以外に実施しているサービス等について、より詳しいPR紙としてパンフレットを作成</li> <li>・広安愛児園（児童養護施設）：処遇決定前後に保護者の来園があれば、園長室で園長、児童担当予定保母、指導員同席で説明を行う。その後、居住予定棟、施設全体を案内する。児童入所後、不安や疑問があれば連絡、相談できる窓口を明確にしておく</li> <li>・鳥取こども学園希望館（情短施設）：児童養護施設に併設されているので、職員集団や児童のグルーピング等は一本化して行っている。基本的には児童養護施設の説明と同じであるが、情短施設の場合、それに加えて「治療契約」が子どもとも保護者とも必要である。結果、以下の3点が付加される。①治療目的の確認、②定期的に行われるカウンセリングの担当者、回数、方法等の契約、③治療見通しについて</li> <li>・サンフラワー葦陽（母子生活支援施設）：生活の実態を通信で説明</li> <li>・旭が丘学園（児童養護施設）：毎年作成するアルバム、文集を児童相談所を含め、地域の関係機関に配布し、説明時にも利用できるようにしている。また、入所前の施設見学を要望により行う</li> <li>・県立乳児院（乳児院）：乳児の実態、養育の状況などを通信で各児童福祉施設に配布</li> <li>・日本児童育成園（児童養護施設）：地域交流ホームの設置（地域児童への電話相談、家庭養育の相談援助、児童家庭支援センター的機能と役割）</li> <li>・麦の穂学園（児童養護施設）：地域交流ホームの設置（地域児童との交流、児童の作品の展示、地域住民との談話等、施設機能の啓発）</li> <li>・樹心寮（児童養護施設）：地域交流ホームの設置（地域に開かれた施設機能と役割啓発）</li> </ul>
--

表5の2 施設の紹介や説明の実践例

<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県社会福祉協議会（児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・母子生活支援施設）：施設紹介のパンフレット「ひこうき雲」作成。地域住民、民生児童委員、主任児童委員等に配布</li> <li>・広畑学園（児童養護施設）：地域交流センターを開設し、種々の事業</li> <li>・子どもの家（児童養護施設）・信和学園（児童養護施設）・ピューパホール（乳児院）：広報誌の発行</li> <li>・播磨同仁学院（児童養護施設）：地域交流センターを開設し、種々の事業、広報誌の発行、子育て支援の公開講座</li> <li>・唐池学園（児童養護施設）：入所予定の児童に「子どものための手引き」という小冊子を渡して、唐池学園での生活において、守られるべき権利ならびに守るべき権利を明示している</li> <li>・聖煌寮（児童養護施設）：権利ノート作成（児童相談所、児童自立支援施設、児童養護施設で作成）、パンフレットや資料を用いて権利と義務の両面から説明</li> <li>・神戸少年の町（児童養護施設）：入所後担当になる保母と指導員が、施設のパンフレットやアルバムを見せながら説明</li> <li>・みどり寮（児童養護施設）：不登校児に対して、学校との連携により、学校に行かなくても出席したことになるよう施設で段階的に課題を与え自習等を行っている旨を説明</li> <li>・広島新生学園（児童養護施設）：新生学園の映っているNHKのドキュメンタリーを、社会福祉施設職員養成校や学校PTAなどで見てもらい、児童養護施設を理解してもらう</li> <li>・美深育成園（児童養護施設）：郡部所在の施設の場合（最も近い児童相談所100km、次に近い児童相談所220km）、事情が異なるので、施設に関する説明は児童相談所が行っている</li> </ul>
---

6) 施設生活中の気がかりな点や不安への望ましい対応方法

①選択肢による回答（表6-1）

この質問は、入所中に子どもまたは保護者が施設の生活で気がかりなことや不満がでた場合、どのように対応するのが望ましいと考えているかを、あらかじめ7つの対応方法を提示し、複数選択（2つ以内）で求めたものである。

子どもへの対応方法として望ましいものは、「児童相談所に担当者等を決め自由に連絡」が最も多く、6割弱となっている。次は、「施設職員が対応すべきもので特別な制度は不要」とするものであるが、これは20ポイント以上低下し、4割にみえない。「子どもの権利擁護センター等の機関を設置し自由に連絡」も3割近くあった。

保護者への対応方法として望ましいものも、子どもの場合と同様に、「児童相談所に担当者等を決め自由に連絡」が最も多く、6割弱となっている。次は、「子どもの権利擁護センター等の機関を設

表6-1 施設生活中の気がかりな点や不安への望ましい対応の仕方（選択肢による回答）

	子どもの場合	保護者の場合
児童相談所に担当者等を決め自由に連絡	① 33 (59.3)	① 31 (57.4)
施設職員が対応すべきもので特別な制度は不要	② 20 (37.0)	④ 15 (27.8)
子どもの権利擁護センター等の機関を設置し自由に連絡	③ 16 (29.6)	② 20 (37.0)
施設内に不服を受け付ける担当職員を配置	④ 15 (27.8)	③ 18 (33.4)
外部の専門家を定期的に受け入れ個別に相談	⑤ 13 (24.1)	⑤ 5 (9.3)
地域に後見人制度のようなものを設け自由に連絡	⑥ 2 (3.8)	⑤ 5 (9.3)
児童福祉審議会に自由に連絡	⑦ 1 (1.9)	⑥ 2 (3.7)
合 計	54 (100.0)	54 (100.0)

（複数選択：2つ以内）

置し自由に連絡」の4割弱である。子どもの場合に最も多かった、「施設職員が対応すべきもので特別な制度は不要」は、3割にみえない。

望ましい対応方法は、子どもの場合と保護者の場合ではやや異なる。基本は、児童相談所であるが、子どもたちの疑問や不満を生活の中で一緒になって解決する、すなわちこの解決もケアの一環であると考えた場合、子どもについては、外部機関による対応のみならず、一般職員、内部の専門担当職員、外部からの派遣職員、などの施設内での対応への期待も高い。

ただし、社会福祉基礎構造改革等で話題になっているように、サービス利用者に対する第三者的な権利擁護システムの構築が求められており、ケアの一環であるということですので全てが解決するとは考えられない。

## ②自由記述による回答（表6-2）

この質問は、あらかじめ提示した7項目以外に、回答者が望ましいと考える方法を、自由に記述してもらったものである。

表6-2 施設生活中の気がかりな点や不安への望ましい対応の仕方自由（記述による回答）

子どもの場合	保護者の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内にカウンセラーやセラピストなど、専門職員を配置する（3）</li> <li>・担当職員のみが対応するのではなく、ケース会議などを随時開き、連携して対応する（2）</li> <li>・市民オンブズマンなどの活動の中に、児童の専門家の存在が不可欠（1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会あるいは自治体等が不服申立機関を設ける</li> <li>・市民オンブズマンなどの活動の中に、児童の専門家の存在が不可欠</li> <li>・施設長もしくは主任指導員が、担当保母や指導員とともに定期的に家庭訪問を行う</li> <li>・施設職員と児童相談所の担当ケースワーカーがともに家庭訪問を行う</li> <li>・民生児童委員や主任児童委員が積極的に対応する（各1）</li> </ul>

## 7) 地域社会などへの情報公開・情報開示

### ①情報公開・情報開示の必要性（表7-1）

地域社会などへの情報公開・情報開示については、6割以上が「施設も積極的に、情報公開・情報開示を行う必要がある」と考えている。これに、「一定の条件付きなら、情報公開・情報開示を行う必要がある」を合わせると、ほぼ95%となり、ほとんどが情報公開・情報開示の必要性を認識している。「施設が積極的に情報公開・情報開示を行う必要はない」とするものは、2名にすぎない。

表7-1 情報公開・情報開示の必要性

施設も積極的に、情報公開・情報開示を行う必要がある	33 (61.1)
一定の条件付きなら、情報公開・情報開示を行う必要がある	18 (33.3)
施設が積極的に情報公開・情報開示を行う必要はない	2 (3.7)
無 回 答	1 (1.9)
合 計	54 (100.0)

## ②情報公開・情報開示が必要でない理由（表7-2）

この質問は、地域社会などへの情報公開・情報開示の必要性に関する質問において、「施設が積極的に情報公開・情報開示を行う必要はない」と答えた2名を対象に、その理由を尋ねたものである。

表7-2 情報公開・情報開示が必要でない理由

- ・子どもにとって児童養護施設は家庭の代替であり、自分が施設に入っているということを知られたくないために、施設の存在をアピールしてほしくない子どもがほとんどである。地域からの要請があれば、子どものプライバシーを最大限に保持しながら情報を開示すべきであろうが、積極的に情報公開する必要性はない（1）

## ③情報公開・情報開示をする場合の条件（表7-3）

この質問は、地域社会などへの情報公開・情報開示の必要性に関する質問において、「一定の条件付きなら、情報公開・情報開示を行う必要がある」と答えた18名を対象に、一定の条件とは何かを尋ねたものである。

情報公開・情報開示の条件としては、開示内容に関連する指摘がほとんどで、その内容は、子ども、保護者、職員などのプライバシーに関連する内容である。

表7-3 情報公開・情報開示をする場合の条件

- ・児童、保護者、職員等の個人のプライバシーに関わる部分は開示する必要はない（10）以下、各（1）
- ・開示の範囲を明確にする
- ・児童の意見表明に関わる情報公開で表明内容と真実が異なる場合があり、公開は控えたい
- ・入所者名は不必要
- ・措置費、基準額、職員給与額等も不必要
- ・開示を行う対象を限定する（児童養護に積極的・建設的考えのもの、利用者の関係者の請求、児童福祉について特に関心があるもの、啓発活動として）
- ・開示の目的と施設利用者（児）のニーズが一致しているかどうかを見極めることが第1なので、開示請求があった場合、即応できる体制と事務処理能力を整備すること

## 8) 地域社会などへの情報公開・情報開示の内容

### ①選択肢による回答（表8-1）

この質問は、地域社会などへの情報公開・情報開示の必要性に関する質問において、「施設も積極的に、情報公開・情報開示を行う必要がある」および「一定の条件付きなら、情報公開・情報開示を行う必要がある」と答えた51名を対象に、情報公開・情報開示の内容を、20の選択肢をあらかじめ提示し、複数選択で尋ねたものである。

地域社会などへの情報公開・情報開示の内容の結果は、大きく4つに分けることができる。第1群は、「行事」、「施設での生活」、「運営理念」、「事業内容」、「ボランティア受入れ等」、「設備・環境」および「事業計画・養護計画」の7項目である。これらの項目については、いずれも4分の3以上が公開してもよいと答えている。これに属するものは、「施設がどのようなことをしているか」あるいは「どのようなところであるのか」を示すものが多い。

第2群は、「利用手続き」、「職員数・配置」、「入所者数」および「専門資格者の配置」の4項目である。これらは、ほぼ6割以上の支持がある。これに属する項目には、「施設制度の中身から規定されるもの」が多い。

第3群は、「会計」、「法人定款」、「財産目録」、「役員名簿」および「労働条件」の5項目である。これらは、ほぼ4割から5割の支持であり、必ずしも情報公開・情報開示への積極性が高くない。これに属する項目の多くは、「法人そのものの内容」に関するものである。

第4群は、「入所理由」、「職員の勤続年数」、「職員氏名」および「入所者名」の4項目である。これらの支持は全体の3分の1以下であり、情報公開・情報開示に関しては最も消極的な項目となっている。

これに属する項目の多くは、「利用者または職員のプライバシー」に関するものである。

表8-1 情報公開・情報開示の内容（選択肢による回答）

行事	48 (88.9)	会計	28 (51.9)
施設での生活	47 (87.0)	法人定款	27 (50.0)
運営理念	47 (87.0)	財産目録	23 (42.6)
事業内容	47 (87.0)	役員名簿	21 (38.9)
ボランティア受入れ等	46 (85.2)	労働条件	21 (38.9)
設備・環境	43 (79.6)	入所理由	17 (31.5)
事業計画・養護計画	42 (77.8)	職員の勤続年数	17 (31.5)
利用手続き	41 (75.9)	職員氏名	9 (16.7)
職員数・配置	40 (74.1)	入所者氏名	1 (1.9)
入所者数	38 (70.4)	合計	54 (100.0)
専門資格者の配置	32 (59.3)		

②自由記述による回答（表8-2）

この質問は、あらかじめ提示した20項目以外に、回答者が望ましいと考える内容を、自由に記述してもらったものである。

表8-2 情報公開・情報開示の内容（自由記述による回答）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的処遇方針とその理論的裏付けといった児童処遇理念</li> <li>・ 職員の役割分担と子どもへの関わりの実際</li> <li>・ 児童の養護効果による家庭復帰・社会復帰の状況</li> <li>・ 退所後の施設訪問状況</li> <li>・ 運営・処遇上の課題と関係各方面の協力について</li> <li>・ 入所機能以外の施設利用機能に関する事項</li> <li>・ 国や自治体が示す規定事項</li> <li>・ 措置制度や施設最低基準の内容は、ほとんど知られていないので、施設側からもっと積極的に情報提供し、改善の方向につなげていきたい</li> <li>・ 事業費が児童の生活にどのように使われているかは公開して良いと思う</li> <li>・ 職員研修用のマニュアル・セミナーブックを用意しており、ボランティアや実習生には提供しているが、一般に情報公開しても良い</li> </ul> <p style="text-align: right;">(各1)</p>
--

9) 地域社会などへの情報公開・情報開示の望ましい方法

①選択肢による回答（表9-1）

この質問は、地域社会などへの情報公開・情報開示の望ましい方法について、あらかじめ6つの選

択肢を提示し、複数選択で尋ねたものである。

望ましい情報公開・情報開示の方法としては、「一般配布も可能な広報紙等を作成」が最も多く、6割弱となっている。次は、20ポイント近く割合が低下して、「公開を求めて来た人へのみ資料等で説明」および「行政に資料を提出し、行政が一括して公開」がともに4割弱で続いている。

表9-1 情報公開・情報開示の望ましい方法（選択肢による回答）

一般配布も可能な広報紙等を作成	31 (57.4)
公開を求めて来た人へのみ資料等で説明	21 (38.9)
行政に資料を提出し、行政が一括して公開	20 (37.0)
インターネットなどを活用して公開	14 (25.9)
第三者機関を設置し、チェックを受ける	8 (14.8)
寄付者・地元団体など関係者にのみ広報紙等配布	7 (13.0)
合 計	54 (100.0)

(複数選択)

②自由記述による回答（表9-2）

この質問は、あらかじめ提示した6項目以外に、回答者が望ましいと考える方法を、自由に記述してもらったものである。

表9-2 情報公開・情報開示の望ましい方法（自由記述による回答）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国児童養護施設協議会として、新聞への意見広告を出すことを全国児童養護施設協議会に提起している</li> <li>・開示は、情報公開に関して適切な理由があるもののみ限定する</li> <li>・地域の各分野の責任者で構成される「地域交流事業推進委員会」での情報交換等で公開</li> <li>・地域交流スペースの建設により、常時地域住民が各施設の事業内容等を閲覧し情報を把握できるようにする</li> <li>・各施設の内容紹介のビデオを作成する</li> </ul>	(各1)
--	------

10) 地域社会などへ情報公開・情報開示すべきでない内容およびその理由

①情報公開・情報開示すべきでない内容（表10-1）

この質問は、地域社会などへ情報公開・情報開示すべきでない内容を、自由に記述してもらい、整理したものである。

情報公開・情報開示すべきでない内容としては、子どもたちのプライバシーに関するものが最も多くあげられている。また、法人の財務をあげているものも2名ある。

表10-1 情報公開・情報開示すべきでない内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々人の名前・入所理由・家庭環境・心理診断等 (18)</li> <li>・施設職員の個人情報 (6)</li> <li>・財産や会計収支等については、法人といえども一般に公開する必要はない (2)</li> <li>以下、各 (1)</li> <li>・児童の意見表明に関わる情報</li> <li>・児童本人が全く知らされていないこと</li> </ul>
--



## ②情報公開・情報開示すべきでない理由（表10-2）

この質問は、地域社会などへ情報公開・情報開示すべきでない理由を、自由に記述してもらい、整理したものである。

情報公開・情報開示すべきでない理由としてあげられたものの多くは、情報公開・情報開示が逆に、子どもたちの権利を侵害し、最善の利益を侵すと考えられる場合に関連するものが多い。

表10-2 情報公開・情報開示すべきでない理由

- ・児童や保護者の人権が侵される（7）
- ・児童や保護者の最善の利益にならない（3）
- ・秘密保持の原則（3）  
以下、各（1）
- ・情報公開の目的は、入所児童の人権を守ることと、入所を必要とする児童や保護者に情報を提供するためであり、それ以外の情報公開は不必要
- ・施設で生活していることを友だちに秘密にしている場合が多い
- ・児童の意見表明に関わる情報については、表明内容と真実が異なる場合もあり、誤解を生じるおそれがある
- ・児童本人が不利益を被るおそれや、本人が明かしたくないこと、本人も全く知らないこと等を公開するのは、児童自身の自己理解を混乱させたり、他人との関係も悪化したりすると考えられる
- ・情報公開を要求する相手の身分や目的がはっきりしない場合は開示すべきでない
- ・職員のプライバシーを侵す
- ・情報を受ける側、地域社会等が、子どもの問題を正しく認識し、その解決に向けて理解を示してくれるかが最大の問題

## 11) 地域社会などへの情報公開・情報開示の実践例（表11）

この質問は、各地域の児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設）で、地域社会などへの情報公開・情報開示として、独自の工夫を行っているものがある場合、その内容を尋ねたものである。

表11 情報公開・情報開示の実践例

- ・甘木山学園（児童養護施設）：入所児童や職員に対して、事業費の収入・支出をグラフ等を用いて説明し、無駄づかいをしないように、節電や節約の協力を求めている
- ・広安愛児園（児童養護施設）：施設内における体罰は禁止している。児童の意見表明に関して、担当・非担当に関わらず、園長も含めて窓口を開いている。また、外部・学級担任・児童相談所担当福祉司への相談も児童に伝えている
- ・鳥取こども学園（児童養護施設・情短施設）：広報誌を年2回発行し児童養護施設・情短施設・保育所・自立援助ホーム、各施設の事業計画・事業報告・決算報告などを掲載している
- ・サンフラワー葦陽（母子生活支援施設）：機関誌により事業報告・決算報告を発表
- ・麦の穂学園（児童養護施設）：機関誌により事業報告・決算報告・行事の実践等を発表
- ・光の園子ども家庭支援センター（児童家庭センター）：子どもの自立支援を目的とした相談事業・緊急一時保護・ショートステイ・地域交流事業を行っているが、その事業内容の公開手段は、インターネットのホームページの作成・関係団体会議での紹介・市報への掲載・リーフレットやポスターの作成など

### 3. 調査結果の総括

#### 1) 児童福祉施設利用場面での情報提供・情報開示・権利擁護の構造

児童福祉施設利用場面での情報提供・情報開示・権利擁護の構造は、図1に示すように非常に複雑である。利用関係は、大きく3つのグループで構成される。

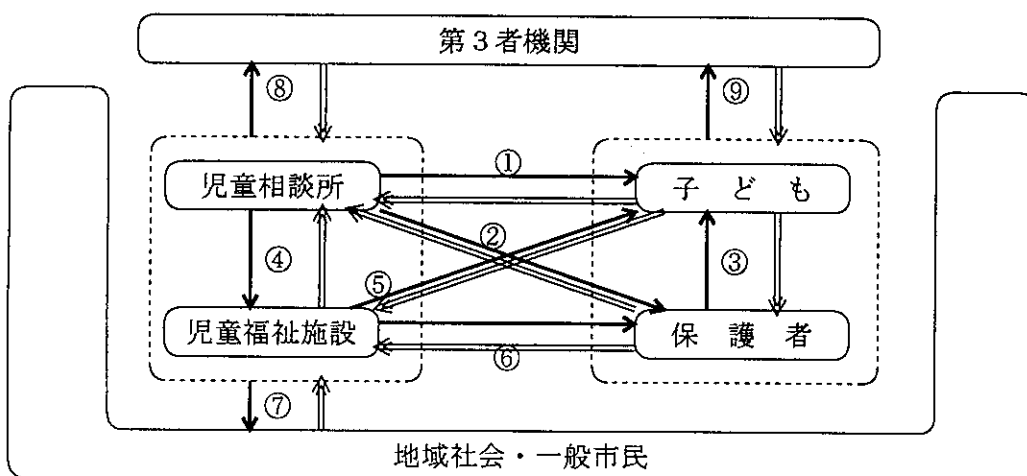
第1は、サービス提供者である。児童養護場面では、これは児童相談所と、里親を含む児童福祉施設が該当する。図中の④がその関係を示しているが、両者の間でも、情報提供、情報開示をめぐって、時には駆け引きともとられるような、相互に様々なやりとりがある。児童相談所は限られた資源の中で、子どものケアに最善の施設を提供しようとするが、情報の提供がかえって施設の側にちゅうちょ感を生じさせることもある。逆に、よりよいケアを行うために、施設の側はすべての資料を求めたり、当該施設に何を期待しているのかを明らかにするよう求めることもある。

第2は、サービス利用者である。これには、子ども自身と保護者が含まれる。図中の③がこの関係を示しているが、子どもと保護者との意向が一致している場合は問題はないが、両者の意向がずれている場合には様々な問題が生ずる。とりわけ、子どもは保護を求めているが、保護者はそれを拒否している場合である。いわば、児童相談所が最も苦勞をするケースである。これと類似の状況としては、保護者が全く援助関係にのってこない場合である。

第3は、このような援助関係を見守る地域社会あるいは第3者機関である。図では特に両者の間の関係を示していない。これは現在のシステムでは、両者が事実上存在しないからで、この部分に関しては、社会福祉基礎構造改革が課題として示しているように、今後問題になる部分であろう。その際の課題としては、第3者機関が公正に機能しているかをチェックする機能が課題となるものと考えられる。

以上のような、3つのグループ相互の関係が、一般に情報提供・情報開示・権利擁護と言われているものの中身である。グループ内に複数の構成要素をもっているために、この相互関係はさらに複雑となる。たとえば、児童相談所を中心に考えると、すでに示した提供者間の関係(④)に加え、サービス利用者との関係で、①と②の2つの関係が発生する。①および②は単独で存在する訳ではなく、利用者同士の相互関係である③の内容によって当然左右されることになる。さらに、第3グループとの関係である⑦および⑧との関係も生じてくる。

図1 児童福祉施設利用場面での情報提供・情報開示・権利擁護の構造



児童相談所一つをとっても、これだけの構造となっており、さらにその中に含まれる機能を勘案すると、一口で言う情報提供・情報開示・権利擁護が、非常に大きなシステムとして存在していること、あるいは存在すべきことがわかる。

本調査は、このうち、①、②、④、⑤、⑥、⑦の関係に主として着目して取り組んだものである。さらにいえば、本研究の全体は、この全体システムを意識しつつ取り組まれたものである。

## 2) 児童福祉施設利用者の権利擁護

### ①現行制度

- ・児童福祉施設利用者に対する特段の制度は、児童福祉法上は存在しない。
- ・通知において、権利ノートなどの工夫をすることを都道府県に対して勧めている。
- ・高齢者領域では、介護保険制度との関連で、成年後見制度の検討が行われている。精神障害者や知的障害者領域でも、これに合わせて検討が行われている。

### ②実態および現場の工夫

- ・権利ノート、入所時に児童福祉施設の職員が直接伝えるなどして、問題があるときには、担当の児童福祉司への連絡ができるようにしている。
- ・日頃から施設職員が、子どもの声をよく聞くようにしている。

### ③調査結果

- ・子どもの権利擁護については、児童福祉司が対応するのがよいと考えているものが多い。権利擁護センターのような第3者機関を支持するものもかなりある。
- ・子どもについては、施設内の職員で対応する、あるいは外部から職員派遣という考え方を支持するものも多い。
- ・保護者に対して施設職員が対応する場合、対応の担当者を明確にしておくべきであるとするものが多い。
- ・子どもの権利は施設職員が本来守っているものであり、特別な制度は必要ないと考えているものも3分の1以上ある。

### ④検討課題

- ・児童の権利に関する条約等に照らし合わせても、また昨今の社会福祉界が置かれている状況を勘案しても、社会福祉施設利用者の権利擁護システムの構築が必要である。とりわけ、子どもの場合、保護者への窓口も含めた対応を考える必要がある。
- ・施設内でこのような対応を考えることも可能であるが、24時間そこで生活を共にしていることを考えると、職員による日常的な生活相談と権利擁護問題は、別のものとして検討する必要がある。
- ・方法には、完全なる専門の第3者機関、専門の外部機関からの定期的な派遣職員、児童相談所職員などが考えられるが、とりわけ児童相談所職員でこれを考える場合、施設との関係において明確な中立性を担保するシステムとする必要がある。
- ・申し立て後の子どもおよび保護者の生活が、そのことによって脅かされないことを保障する必要がある。

### 3) 児童福祉施設による利用者への情報提供・施設説明

#### ①現行制度

- ・児童福祉法の改正により、保育所については、市町村に情報提供の義務が、保育所に情報提供の努力義務が課せられたが、他の児童福祉施設においては、利用者に対する情報提供について規定はない。
- ・児童相談所では、措置の過程において、情報提供が行われる。

#### ②実態および現場の工夫

- ・施設生活ノートや各種資料を通じて、子どもや保護者への情報提供が行われている。
- ・入所後の担当者が説明にあたるという工夫をしている施設もある。
- ・一時保護所に施設職員が出向いて説明しているところもある。
- ・事前の見学を受け入れているところもある。
- ・少なくとも子どもについては、より具体的で実際的な方法を用いる努力がされている。

#### ③調査結果

- ・児童相談所からの情報提供の内容に関わらず、施設も積極的に子どもや保護者に情報提供をすべきであると考えているものが多い。
- ・子どもに提供すべき内容は、施設での生活や援助方法に関することが多い。
- ・保護者に提供すべき内容は、これに加えて、援助計画や連絡方法など、援助を円滑に進めていくことに関わる内容が多い。
- ・説明の方法としては、より具体的な方法を導入することを支持するものが多い。

#### ④検討課題

- ・施設は、原則としてすでに措置決定後に関わる場であり、そこで行われる利用者に対する情報提供は、利用者の選択に資するというよりも、入所後の生活への情報を提供することで、入所後の生活への安心感を与える、将来展望を与える、援助関係を円滑化するといった性格のものである。したがって、施設生活の説明が中心となる。
- ・児童相談所が行う説明との間にそごをきたさないよう、施設から児童相談所への情報提供、逆に児童相談所から施設への情報提供など、情報の相互交換が必要である。
- ・入所後の保護者の関わり方や責任についても、援助計画の一環と考えるならば、施設からも説明する必要があると考えられる。
- ・宗教あるいは宗教行為の問題や、心理治療行為（とりわけ情短施設）など、特殊な問題についての説明の仕方について検討する必要がある。
- ・援助計画や援助関係を阻害すると判断される情報の提供のあり方、および援助関係上、子どもと保護者に同一の説明ができにくい場合についての対応方法については、慎重に検討する必要がある。

### 4) 児童福祉施設による地域や一般市民への情報公開・情報開示

#### ①現行制度

- ・児童福祉法の改正により、保育所については、市町村に情報提供の義務が課せられ、その中に情報公開・情報開示的趣旨が含まれているが、他の児童福祉施設においては、このような規定はな

い。

- ・児童相談所においては、通知等（ex. 運営指針）によって、情報提供することとなっている。

#### ②実態および現場の工夫

- ・広報誌や情報誌に情報を掲載しているところが多い。
- ・地域交流センターを設置し、地域住民の参加をうながしているところも多い。
- ・職員や子どもにも情報を公開している施設がある。
- ・インターネットを通じた情報公開も一部で行われている。

#### ③調査結果

- ・情報公開については6割以上が積極的、条件付きならを含めると、9割以上が情報公開が必要と答えている。
- ・行事、施設生活、事業計画など、施設活動の内容に関する情報公開については積極的である。利用手続き、職員数、入所者数など、制度的側面についても、かなり積極的である。会計、法人定款、財産目録、役員名簿など、法人関連項目については、やや消極的である。職員や利用者の個人名、入所理由など、個人に属する情報については拒否的である。
- ・公開された情報の活用のされ方について不安がある。
- ・情報提供の方法としては、広報誌が望ましいと考えるものが多い。保育所と同様、行政（都道府県）が一括して公開するという考え方のものも多い。

#### ④検討課題

- ・公的資金で運営される児童福祉施設には、措置制度であろうとなかろうと、運営の透明性を確保するために、情報の公開が求められる。このことについては、調査結果においても、おおむね好意的である。
- ・個人のプライバシーに関するものは当然公開する必要はない。
- ・施設ごとに公開するのか、行政単位で公開するのかについては検討が必要である。
- ・公開は、多様な方法で行われるべきである。
- ・公開の結果、活用の仕方について何らかの条件を付与することができるのか否か。

## 子どもの権利保障に関する調査

調査主体：児童の権利保障研究会

### 【処遇決定後入所に至る期間における子どもに対する施設の説明に関して】

問1 処遇決定後入所に至るまでの期間における、子どもに対する施設からの説明の仕方として、次の中から、あなたのお考えに最も近いものを一つだけお選び下さい。

- |                                       |   |         |
|---------------------------------------|---|---------|
| 1. 児童相談所が基本的には行うべきで、施設が特に行う必要はない      | → | 【問4】へ進む |
| 2. 児童相談所が基本的には行うべきで、施設は聞かれたことだけ答えればよい | → |         |
| 3. 児童相談所との重複を恐れず、施設も積極的に説明を行う必要がある    | → | 【問2】へ進む |

問2 説明すべき内容は、どのようなものが望ましいと思われますか。望ましいと思う内容、すべてに○をつけて下さい。

- |                 |                      |                  |             |
|-----------------|----------------------|------------------|-------------|
| 1. 入所理由         | 2. 援助計画（退所目標などを含む）   | 3. 面会や家族との連絡方法など | 4. 基本的日課    |
| 5. 作業・手伝い       | 6. 居室や寝室に関すること       | 7. 食事に関すること      | 8. 衣服に関すること |
| 9. 小遣いに関すること    | 10. 私物の持ち込み・管理に関すること | 11. 進路に関すること     |             |
| 12. 外出・門限に関すること | 13. 施設内の約束ごと         | 14. 約束を破った場合のルール |             |
| 15. 事故や病気の際の対応  | 16. 緊急時の連絡方法         |                  |             |

\* これ以外に説明すべきと思われる内容がある場合、自由にお書き下さい。

問3 施設での生活について、どのような方法で説明を行うのが望ましいと思われますか。望ましいと思われる方法のうち、主なものに○をつけて下さい（○は主なもの2つまで）。

- |  |                               |                    |
|--|-------------------------------|--------------------|
| 1. 口頭での説明  | 2. パンフレットや資料を用いての説明           | 3. ビデオやスライドを用いての説明 |
| 4. できるだけ現場を見せながらの説明                              | 5. 「施設生活ノート」のような具体的資料を作成しての説明 |                    |
| 6. 「子どもの権利・責任ノート」のような子どもたちの権利や責任を明確にした資料を作成しての説明 |                               |                    |

\* これ以外の説明方法として適切と考えられるものがある場合、自由にお書き下さい。

問4 子どもには説明すべきでないと考えられる情報がある場合、自由にお書き下さい。

\* 説明すべきでないと考えられる理由を教えてください。

**【処遇決定後入所に至る期間における保護者に対する施設の説明に関して】**

問5 処遇決定後入所に至るまでの期間における、保護者に対する施設からの説明の仕方として、次の中から、あなたのお考えに最も近いものを一つだけお選び下さい。

- |                                       |   |         |
|---------------------------------------|---|---------|
| 1. 児童相談所が基本的には行うべきで、施設が特に行う必要はない      | → | 【問8】へ進む |
| 2. 児童相談所が基本的には行うべきで、施設は聞かれたことだけ答えればよい | → |         |
| 3. 児童相談所との重複を恐れず、施設も積極的に説明を行う必要がある    | → | 【問6】へ進む |

問6 説明すべき内容は、どのようなものが望ましいと思われませんか。望ましいと思う内容、すべてに○をつけて下さい。

- |                 |                      |                  |             |
|-----------------|----------------------|------------------|-------------|
| 1. 入所理由         | 2. 援助計画（退所目標などを含む）   | 3. 面会や家族との連絡方法など | 4. 基本的日課    |
| 5. 作業・手伝い       | 6. 居室や寝室に関すること       | 7. 食事に関すること      | 8. 衣服に関すること |
| 9. 小遣いに関すること    | 10. 私物の持ち込み・管理に関すること | 11. 進路に関すること     |             |
| 12. 外出・門限に関すること | 13. 施設内の約束ごと         | 14. 約束を破った場合のルール |             |
| 15. 事故や病気の際の対応  | 16. 緊急時の連絡方法         |                  |             |

\* これ以外に説明すべきと思われる内容がある場合、自由にお書き下さい。

問7 施設での生活について、どのような方法で説明を行うのが望ましいと思われませんか。望ましいと思われる方法のうち、主なものに○をつけて下さい（○は主なもの2つまで）。

- |  |                               |                    |
|--|-------------------------------|--------------------|
| 1. 口頭での説明  | 2. パンフレットや資料を用いての説明           | 3. ビデオやスライドを用いての説明 |
| 4. できるだけ現場を見せながらの説明                              | 5. 「施設生活ノート」のような具体的資料を作成しての説明 |                    |
| 6. 「子どもの権利・責任ノート」のような子どもたちの権利や責任を明確にした資料を作成しての説明 |                               |                    |

\* これ以外の説明方法として適切と考えられるものがある場合、自由にお書き下さい。

問8 保護者には説明すべきでないと考えられる情報がある場合、自由にお書き下さい。

\* 説明すべきでないと考えられる理由を教えてください。

問9 あなたが活動しておられる地域（都道府県・指定都市）で、施設の説明として独自の工夫をされているところがあれば、施設名と概要を、いくつでも教えてください。施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（教護院）、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（母子寮）を含めてお考え下さい。

施設名	施設種名	施設説明の内容・方法などの概要



【入所中の子どもの権利擁護に関して】

問10 入所中の子どもが施設の生活で気がかりなことがある場合、どのような方法で対応するのが望ましいと思われますか。あなたのお考えに近いものに○をつけて下さい（○は主なもの2つまで）。

1. 日常的に施設職員が対応すべきものであり、特別な制度は必要ない
2. 施設内に、不服を受け付ける担当職員を配置する
3. 外部の専門職員を定期的に施設内に受け入れ、個別に相談にのれるようにする
4. 児童相談所に担当者等を決め、自由に連絡できるようにする
5. 児童福祉審議会に自由に連絡できるようにする
6. 地域社会の中に後見人制度のようなものを設け、自由に連絡できるようにする
7. 子どもの権利擁護センターのような第三者機関を設置し、自由に連絡できるようにする

\* これ以外にもっと適当な方法があるとお考えの場合、その方法を教えて下さい。

問11 入所中の子どもの保護者が施設の生活で気がかりなことがある場合、どのような方法で対応するのが望ましいと思われますか。あなたのお考えに近いものに○をつけて下さい（○は主なもの2つまで）。

1. 日常的に施設職員が対応すべきものであり、特別な制度は必要ない
2. 施設内に、不服を受け付ける担当職員を配置する
3. 外部の専門職員を定期的に施設内に受け入れ、個別に相談にのれるようにする
4. 児童相談所に担当者等を決め、自由に連絡できるようにする
5. 児童福祉審議会に自由に連絡できるようにする
6. 地域社会の中に後見人制度のようなものを設け、自由に連絡できるようにする
7. 子どもの権利擁護センターのような第三者機関を設置し、自由に連絡できるようにする

\* これ以外にもっと適当な方法があるとお考えの場合、その方法を教えて下さい。

【地域社会などへの情報公開・情報開示に関して】

問12 地域社会などへの情報公開・情報開示が求められていますが、このことについてどのように思われますか。あなたのお考えに最も近いものを一つだけお選び下さい。

1. 施設が積極的に情報公開・情報開示を行う必要はない → 【問13】以降へ進む
2. 一定の条件付きなら、情報公開・情報開示を行う必要がある → 【問14】以降へ進む
3. 施設も積極的に、情報公開・情報開示を行う必要がある → 【問15】以降へ進む

問13 情報公開・情報開示を行う必要がないと思われる理由を教えてください。

→【問18】へ進む

問14 情報公開・情報開示とした場合の条件について教えてください。

問15 情報公開・情報開示の内容にはどのようなものを考えられますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 入所理由	2. 入所者数	3. 入所者名	4. 施設での生活	5. 行事	6. 設備・環境
7. 職員氏名	8. 職員数・配置	9. 専門資格者の配置（資格名・有資格者数）	10. 職員の勤続年数		
11. 法人定款	12. 運営理念	13. 役員名簿	14. 会計	15. 財産目録	16. 事業内容
17. 事業計画・養護計画		18. 労働条件（賃金・時間など）		19. 利用手続き	
20. ボランティアの受け入れなど社会とのつながり					

\* これ以外に、情報提供・情報公開の対象とすべきと思われる内容がある場合、自由にお書き下さい。

問16 情報公開・情報開示は、どのような方法で行うのが望ましいと思われますか。望ましいと思われる方法すべてに○をつけて下さい。

1. 公開を求めて来た人にもみ資料等で説明	2. 寄付者・地元団体など関係者にもみ広報紙等配布
3. 一般配布も可能な広報紙等を作成	4. 行政に資料を提出し、行政が一括して公開
5. 第三者機関を設置し、チェックを受ける	6. インターネットなどを活用して公開

\* これ以外の方法として適切と考えられるものがある場合、自由にお書き下さい。

問17 情報公開・情報開示すべきでないと考えられる情報がある場合、自由にお書き下さい。

\* 情報公開・情報開示すべきでないと考えられる理由を教えてください。

問18 あなたが活動しておられる地域（都道府県・指定都市）で、情報公開・情報開示を積極的に行っておられる施設があれば、施設名と概要を、いくつでも教えてください。施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（教護院）、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（母子寮）を含めてお考え下さい。

施設名	施設種名	情報公開・情報開示の内容・方法などの概要

\* 長時間ご協力いただきありがとうございました。最後に、ご回答いただいた方のお名前および施設名を教えてください。

記入者名

施設名

## I. 調査目的

児童福祉施設等への措置を検討するに際し、①現在どのような情報提供が行われているか、②今後どのように情報提供が行われるべきかについて、各児童相談所のベテラン児童福祉司の考え方を調べることにより、児童相談所における施設等紹介等の今後のありべき姿を探ること。

## II. 調査対象者

各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司59名。  
調査対象者の確定は、III. 調査手順の①及び②による。

## III. 調査方法及び手順

質問紙を用いた郵送法に基づく調査であり、以下の手順で実施した。

- ①調査票は、各都道府県・政令指定都市の中央児童相談所長宛に送付する。
- ②調査票を受け取った中央児童相談所長は、中央児童相談所に属するベテラン児童福祉司（管理職も可）を指名する。
- ③指名された児童福祉司は、自らの意見に基づいて調査に回答する。
- ④調査票は、調査対象となった児童福祉司から、直接、日本子ども家庭総合研究所に返送される。

## IV. 調査実施時期

平成10年9月～10月

## VI. 有効回収率

有効とした調査票は49であり、有効回収率は83%である。

## V. 調査結果の概要

## A. 調査項目の概要

本調査は、上記の目的のために、(1)施設紹介の前に里親制度の紹介を行っているか否か<問1>、(2)施設紹介を行うにあたり一つの施設のみを紹介するのか、それとも選択可能な施設をより多く紹介するのか<問2>、③施設選択の際に考慮している事項は何か<問3>、④各施設ごとの入所児童数の増減という要因と当該施設への優先的入所措置との関係<問4>、⑤施設紹介の方法<問5>、⑥施設入所の時期等の情報を児童本人に伝える時期<問6>、⑦施設入所の際に情報提供として工夫している点<問7>、⑧今後の情報提供のあり方<問8>、⑨情報提供等の実例の把握<問9>という9つの調査項目をたてた。

## B. 調査結果の概要

(1)「施設入所措置等を検討するに際し、子ども及び保護者に対して、一般的に、里親制度の紹介を行っているか否か」という問いに対し、「行っている」との回答と「行っていない」との回答は丁度5割ずつである。問1の2に記される理由によると、保護者と里親希望者との養育意思をめぐる意思確認の難しさが里親紹介を躊躇させていることが読みとれる。